



国民年金学生納付特例制度のご案内

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生などで、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

< 所得のめやす > 118万円 + { 扶養親族等の数 × 38万円 }

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなります。

また、平成28年度に保険料納付を猶予されている方で、平成29年度も引き続き在学予定の方へは、3月下旬に基礎年金番号などが印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が日本年金機構から送付されています。

同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要事項を記入し返送いただくことにより、平成29年度の申請ができます。（この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。）

なお、平成29年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を送付いたしますので、お手数ですがお近くの年金事務所にご連絡ください。

年金記録を確認する方法をご存じですか？

【年金定期便】

毎年ご本人の誕生月に、直近1年の年金加入記録や保険料の納付状況などを記載した「ねんきん定期便」を郵送しています。

※35歳、45歳、59歳の方には、これまでの全期間の年金加入記録などをお知らせしています。

【ねんきんネット】

日本年金機構が提供するインターネットサービス「ねんきんネット」で、24時間いつでも年金加入記録などをご確認いただけます。

【専用ダイヤル、年金事務所、年金相談センター】

「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」0570-058-555（※1）や、お近くの年金事務所（※2）・街角の年金相談センターへ、お問合せください。

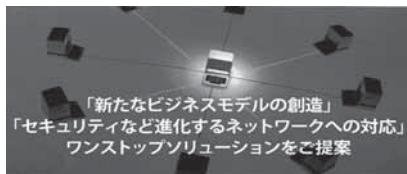
（※1）050で始まる電話でおかけになる場合は、03-6700-1144におかけください。

（※2）年金事務所での相談などは予約を実施していますので、ご利用ください。

【お問合せ】 住民福祉課 住民係 担当：宮澤



お客様の課題解決のお手伝いを
「誠心誠意」対応いたします。



FUJITSU パートナー

扶桑電通株式会社

■青森営業所

青森市長島二丁目13番1号
TEL. 017-775-2031(代) FAX. 017-774-4720

■八戸営業所

八戸市三日町2(青銀明治安田生命ビル)
TEL. 0178-44-1855 FAX. 0178-44-8494

《ホームページアドレス》
<http://www.fusodentsu.co.jp>